

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北九州市

2 構造改革特別区域の名称

市民力が創る「環境首都」北九州特区

3 構造改革特別区域の範囲

北九州市全域

4 構造改革特別区域の特性

地域再生計画「市民力が創る「環境首都」北九州」(平成16年6月21日認定)

の4. の記述と同じ

(1) 取り組みの背景

本市は、高度成長期における激甚な公害問題の克服を契機に、その過程で育まれた人材・ノウハウ等を環境国際協力に活かす、我が国の循環型社会づくりの実践者としての牽引役を果たすべくエコタウン事業の具体化に傾注する、地球環境保全の視点からごみ発電・都市河川熱利用等の未利用エネルギー活用を地域政策に積極的に導入する、市庁舎をはじめとした市内各種施設のISO14001取得促進などの環境政策を通じて、本市の持つマイナスイメージをプラスに転換してきた。

こうした取り組みは、国連自治体表彰を受ける等、国内外から高い評価を得てきたところであり、市民にとっても、環境都市北九州として誇りとなっている。

市は、環境の世紀といわれる21世紀を起点に、これまでの取組をさらに発展させ、産業、都市構造、地域コミュニティ等全てのまちづくりに、「環境を機軸とした取り組み」を導入することとし、全市民がこの環境機軸のまちづくりに参加する環境ムーブメント運動「世界の環境首都づくり」を進めている。

再生計画に掲げる内容は、この取り組みを具現化するためのものであり、百万市民が一体となつてのその実現は、現在取り組んでいる都市再生環境共生まちづくり「八幡東田グリーンヴィレッジ構築事業」との連携を通じて、本市のさまざまな面からの活性化・発展を導くと同時に、環境問題への取り組みの方向性を探る国内外の都市のモデルとして示されるものである。

(2) 取り組みの内容及び意義

環境首都づくりの成否の鍵は、本市のこれまでの取り組みの経験から、如何に市民、企業、NPO、行政等の全ての主体が主体的に参加するかが握っている。具体的な行動としては、

・市民や市民団体では

まち美化活動、リサイクル活動、エコドライブ、マイバッグ活動等

・NPO等では

環境学習会の開催、環境リーダーの育成、里山の保全活動、植林等

・企業では

簡易包装、グリーン商品・サービスの提供、企業市民としてのNPO等への支援策を通じた地域環境保全への貢献等

がある。

一方、これを確実に実行していくためには、個別の取り組みでは限界があり、あらゆる主体が一本にまとまって、共通の目標の下に、誰でも楽しく参加でき、それが相乗効果をもたらす仕組みが必要である。

この仕組みとして、全市統一ルールの下での電子エコマネー制度を創設し、市民皆が環境首都づくりに主体的に参加する社会づくりを図っていくものである。【北九州市環境パスポート事業】

なお、本事業は、本市が都市再生環境共生まちづくり事業として選定を受けている「八幡東田グリーンヴィレッジ構築事業」を市民の主体的な参加を得ながら、総合的に推進するための役割を担うものである。

その結果、八幡東田地区は、「環境を機軸にしたまち」としての地位を高め、当地区の取り組みを本市の「環境首都」北九州のアドバルーンとして全世界に発信する。（八幡東田グリーンヴィレッジ構築事業の概要は別紙参照）

また、北九州市環境パスポート事業の仕組みを通して、今後、市民主体の各種環境プロジェクトが実施されていくこととなるが、その先行プロジェクトの一つとして、これまで廃棄物処分場等環境面では負のイメージが強かった本市響灘地区で、市民のアイデアと力で環境を創造する事業を実施する。（響灘・鳥がさえずる緑の回廊事業）

（3）取り組みの目標

前述（2）に掲げる各種取組が、「環境首都づくりを自らが進める」という全市民共通の認識の下で、市民全般に運動として定着し、これらの取り組みを通じて地域経済活性化、雇用創出を図っていくことを目標とする。

具体的には、大都市圏でありながら、あらゆる主体の参加の下、環境保全活動の実践地区となることにより、本市の地域ステータスが向上し、「環境首都」北九州という地域ブランドが確立する。

そのブランド力が、環境産業や産業の環境化を推進している企業にとって、魅力となり、本市への企業集積促進の大きな誘因になる。

5 構造改革特別区域計画の意義

地域再生計画「市民力が創る「環境首都」北九州」(平成16年6月21日認定)

の4. の記述と同じ

6 構造改革特別区域計画の目標

北九州市では、地域再生計画「市民力が創る「環境首都」北九州」に関連した事業の一つとして、八幡東区東田地区において、都市再生事業における「環境共生まちづくり」のモデル事業として選定された「東田グリーンヴィレッジ構想 実施計画」の取り組みを行っている。

この中で、所有から共有、いわゆる共同利用をまちづくりのテーマの一つに位置づけている。カーシェアリング事業は、これを具体化するものである。このカーシェアリング事業は、環境コミュニティビジネスの創造につながり、八幡東区東田地区での本事業の成功をもって、北九州市全域、さらに全国に環境コミュニティビジネスとしてのカーシェアリング事業を普及してまいりたい。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

地域再生計画「市民力が創る「環境首都」北九州」(平成16年6月21日認

定)の5.の記述と同じ

- 5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果(5年後を想定)
今回の事業は、各種取り組み推進のベースを構築するものであり、それ故期待する効果は多岐にわたるが、それを分野別に整理すると以下のとおりである。
- (1) 環境を機軸に市政運営を進め、またそれに参加していくという全市民共通の理念、目標ができる。
北九州市「世界の環境首都グランドデザイン」の策定
- (2) 環境活動に参加する市民が格段に多くなる。
市民の半数(50万人)が環境パスポートを所有し、自主的に何らかの環境活動に取り組んでいる。
- (3) 環境企業行動を実践する企業が格段に多くなるとともに、環境をテコとしての産業活性化が図られる。
ISO取得企業増、環境対策に係る新規雇用、環境商品の製造等新規事業の展開及びそれに伴う新規雇用
- (4) 環境NPO活動が活性化するとともに、ネットワークを組んで、環境政策立案、促進に主導的役割を果たすようになる。
環境NPO団体数増
- (5) 以上の結果として、本市のごみ減量・リサイクル、温暖化対策、まちの美化等の成果が格段に高まる。
ごみ減量リサイクル率25%の達成、民生CO2排出量減等
- (6) 地域コミュニティが、環境活動を通じて活性化される。
町内会、子供会、婦人会等の地域団体加入率の向上
- (7) 環境活動の体系化により、環境コミュニティビジネスが創設される。
NPOによる市民環境活動センター運営、カーシェアリング事業等コミュニティビジネス創出に伴う新規雇用
- (8) 市民の発案、参加による各種環境プロジェクトの設置を通じて、市政への市民参加が促進されるとともに、市民の市政への関心が高まる。
市民企画立案環境プロジェクト数5事業
- (9) 「環境首都」という形で取組の成果が国内外に発信され、その成果は、国内外の各都市のモデルとして活用される。
環境関係国際会議、全国レベル会議の開催
エコツーリズムによる集客年間約20万人
100万市民参加環境イベントの開催

8 特定事業の名称

1217 環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのための無人貸渡しシステム可能化事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 都市再生環境共生まちづくり「八幡東田グリーンヴィレッジ構築事業」

事業者、市民、NPO、行政の協働により、工場跡地を対象に、一つのマネージメントシステムの中での総合的な環境配慮のまちづくりを進め、21世紀の環境モデル地域として再生する事業。

具体的には、ゼロエミッションに向けたコミュニティシステムの導入、未利用エネルギーの活用・省エネルギーの推進、環境配慮型ライフスタイル・ビジネススタイルの導入、都市景観の維持、環境活動・環境モデル都市づくり拠点の整備を図っていく。

(2) 市民力が創る「環境首都」北九州

『環境首都』北九州を創造するため、これまで市民・企業・NPO が各々行ってきた環境に関する取組みを更に広げ、市民皆が主体的に参加するための新たな仕組みとして、電子エコマネー制度を活用し、環境保全活動等をポイント化、それを域内で流通させる「北九州市環境パスポート事業」を展開する。このような仕組みによって多様な市民や企業の活動が促進され、その活力等を生かし、地域ブランドを確立することにより、地域経済の活性化、雇用創出を図っていく。

別紙

1 特定事業の名称

1 2 1 7 環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのための無人貸渡しシステム可能化事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特区域内で、レンタカー型カーシェアリング事業を行うもの

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

認定の日から

4 特例事業の内容

特定非営利活動法人タウンモビルネットワーク北九州（理事長 植木 和宏）を事業主体として、第1段階として、北九州市八幡東区東田地区及びその近接地区において、平成16年12月からレンタカー型カーシェアリング事業を実施。

具体的には、

オフィスカーシェアリングを実施

対象 ...使用申込み登録を行った小規模オフィス等

IT 利用 ...登録利用者はIC（磁気）カードにより、キー貸し出し端末で所定の手続きを行い、キーの貸し出し、料金の支払いを行う。予約等はインターネットで行う。

利用車両 ...低燃費かつ低排出認定車の軽自動車を利用

運用 ...近隣の駐車場の一角を活用し、車両2台設置、24h、30分単位で利用可能。

料金 ...ガソリン、保険等全て含め300円/30分の利用料金を予定

車両整備等 ...始業点検、定期的な点検等車両整備については地元タクシー会社が担当

の事業を通じ、共同利用による省資源化・CO₂削減、駐車場スペースの低減による緑化スペース等の拡大、利用者の経済的負担の軽減、環境コミュニティビジネスの創造等の実現を図る。

5 当該規制の特例措置の内容

北九州市八幡東区東田地区は、都市再生事業における「環境共生まちづくり」のモデル事業として選定され、これを推進するため「東田グリーンビレッジ構想 実施計画」を策定し取り組みを行っている。この中で、所有から共有、いわゆる共同利用

をまちづくりのテーマの一つに位置づけている。カーシェアリング事業は、これを具体化するものである。

今回のカーシェアリング事業は、限定的な利用者を対象とすることから、従来型のレンタカーと異なり、管理運営に係るコストを最小限に抑えることが事業化のポイントであり、NPO による磁器(IC)カード等を活用した、無人での貸し出しシステムの運営、タクシー会社と連携した車両整備・管理体制等がセットになって初めて実現可能となる事業である。